

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下一位未満四捨五入、消費税抜き）

派遣労働者の数	8人
派遣先数	13社
マージン率	33.70%
派遣料金の平均額	28,375円（1日8時間あたり換算）
派遣社員の賃金の平均	18,817円（1日8時間あたり換算）
マージン率	33.70%
	※マージンには、派遣元事業者として会社で
	する下記の費用を含みます。
	■退職金積立金
	■健康診断費用
	■派遣スタッフの求人費用
	■会議費用（教育訓練等）
	■オフィス賃借料
	■営業・管理運営の人件費
	■通信費用
	■オフィス諸雑費
	■営業利益
教育訓練に関する事項	■個人情報教育 ■キャリアアップ教育
キャリアコンサルティング 相談窓口	045-752-2951

※対象期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・ 労使協定の締結可否 : 締結済み
- ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 弊社と派遣労働契約を締結するすべての派遣労働者
- ・ 労使協定の有効期間の終期 : 2023年3月31日